

高浜町自転車用ヘルメット購入支援事業実施要綱

令和6年7月31日

(目的)

第1条 この要綱は、自転車用ヘルメット（以下、「ヘルメット」という。）の購入費用の一部を助成することにより、ヘルメットの着用促進を図り、自転車に係る交通事故の被害軽減を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、ヘルメットとは、自転車に乗車する際に着用するヘルメットであって、次のいずれかの認証等を受けた新品のものをいう。

- (1) 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証した SG マーク
- (2) 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証した JCF マーク
- (3) 欧州連合の欧州委員会による安全基準に適合することを認証した CE マーク
(EN1078 型のみ対象とする)
- (4) ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証した GS マーク
- (5) 米国消費者製品安全委員による安全基準に適合することを認証した CPSC マーク

(支援対象者)

第3条 支援対象者は次のいずれも該当するものとする。

- (1) 交付申請する日において、高浜町内に住民登録がある者
- (2) 道路交通法の一部改正施行の令和5年4月1日以降にヘルメットを購入した者
- (3) 町税、水道料等の使用料その他の町が徴収する料金等の滞納がない者
- (4) この事業による支援を受けてない者

(支援金額)

第4条 支援金の交付は、支援対象者1人につき1回限りとする。

- 2 購入支援金額はヘルメット1個につき、上限3,000円とする。ただし、当該ヘルメットの購入金額が3,000円未満のときは、500円刻みに切り下げた金額とする。
- 3 支援金は、地域商品券「赤ふん坊や通貨」で交付する。

(支援事業申請)

第5条 交付を受けようとするものは、自転車用ヘルメット購入支援交付申請書（第1号-1様式）を、防災安全課に提出しなければならない。ただし、支援対象者が未成年（満18歳未満）の場合は、その保護者が代わりに申請することとする。その際は、申請書の『対象者』欄に支援対象者の名前を記載すること。

- 2 購入支援にあたり、次の各号に掲げる書類を提出または、提示しなければならない。
 - (1) ヘルメットを購入した際の領収書等（申請者氏名、購入日、商品名、購入金額の記載があるもの）の写し

(2) 認証等が判定できる写真、または資料の写し等

(3) 本人確認証の提示

(支援金交付)

第6条 交付申請内容を審査し、支援金を交付することに決定した場合は、自転車用ヘルメット購入支援交付決定通知（第2号様式）を交付する。

(交付決定の取り消し及び返還)

第7条 町長は、前条の規定により支援事業申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援を受けたとき

(2) 交付条件を満たしていないことが判明したとき

(3) 支援事業申請の条件に違反したとき

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、自転車用ヘルメット購入支援事業不交付通知書（第3号様式）にその理由を付して通知するものとする。

3 前項の規定によりその通知を受けた者は、既に受領している地域商品券を、町長の指示するところにより、返還しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。